

<お知らせ>

各 位

平成 22 年 2 月 19 日
株式会社日本信用情報機構

貸金業法完全施行(本年 6 月 予定)に伴う指定信用情報機関への加盟について ～信用情報機関に未加盟の貸金業者の皆様は加盟申請手続きをお急ぎください～

平成 18 年 12 月に公布された「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」の完全施行が本年 6 月に予定されています。

貸金業法においては、過剰貸付の防止策として、完全施行以降、顧客の返済能力を超える貸付けを原則として禁止する総量規制が導入されます。

総量規制の導入にあたっては、顧客の総借入残高を正確に把握する仕組みとして指定信用情報機関制度^{※1}が創設され、貸金業者が個人向け貸付けを行う場合には、指定信用情報機関に加盟し、当該機関が保有する信用情報を使用^{※2}することが義務付けられています。

当社への加盟および信用情報の使用につきましては、入会申請手続きから約 3 ヶ月程度の期間が必要になります。

今後、完全施行に向けて加盟申請が集中することが予想されますので、貸金業者の皆様におかれましては、本年 3 月を目途に加盟申請手続きを行って頂きますようお願い申し上げます。

当社への加盟についての詳しい内容は、当社ホームページをご参照ください。

URL : <http://www.jicc.co.jp/join/index.html>

以上

※1：内閣総理大臣が一定の要件を備える信用情報機関を貸金業法における信用情報提供等業務を行う信用情報機関として指定するもの。

当社は昨年 12 月 24 日、内閣総理大臣に対し貸金業法における信用情報提供等業務を行う信用情報機関としての指定を受けるために指定申請を行い、現在、指定に向けた審査が行われております。

※2：貸金業法 第十三条（返済能力の調査）・・・貸金業法完全施行時（一部抜粋）

貸金業者は、貸付けの契約を締結しようとする場合には、顧客等の収入又は収益その他の資力、信用、借入れの状況、返済計画その他の返済能力に関する事項を調査しなければならない。

2 貸金業者が個人である顧客等と貸付けの契約（極度方式貸付けに係る契約その他の内閣府令で定める貸付けの契約を除く。）を締結しようとする場合には、前項の規定による調査を行うに際し、指定信用情報機関が保有する信用情報を使用しなければならない。

<本件に関するお問い合わせ先>

①事業者の方(当社への加盟をご検討中の方) : 会員部 業務推進課 / 電話 03-6701-0315

②報道機関の方 : 経営企画部 広報課 / 電話 03-6701-0314

※受付時間

①: 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 10:00～12:00/13:00～17:00

②: 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00